

第2次蕪崎市男女共同参画推進計画

ひと ひと きらめ ゆめ
男と女、ともに煌く夢プラン
【概要版】



平成25年3月
蕪 崎 市

1

計 画 策 定 の 趣 旨

現代社会は、様々な社会環境の変化の中にあります。男女共同参画社会の実現は、これらの社会環境の変化から課題として表面化してきた諸問題の解決の糸口となり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の形成を目指すものです。

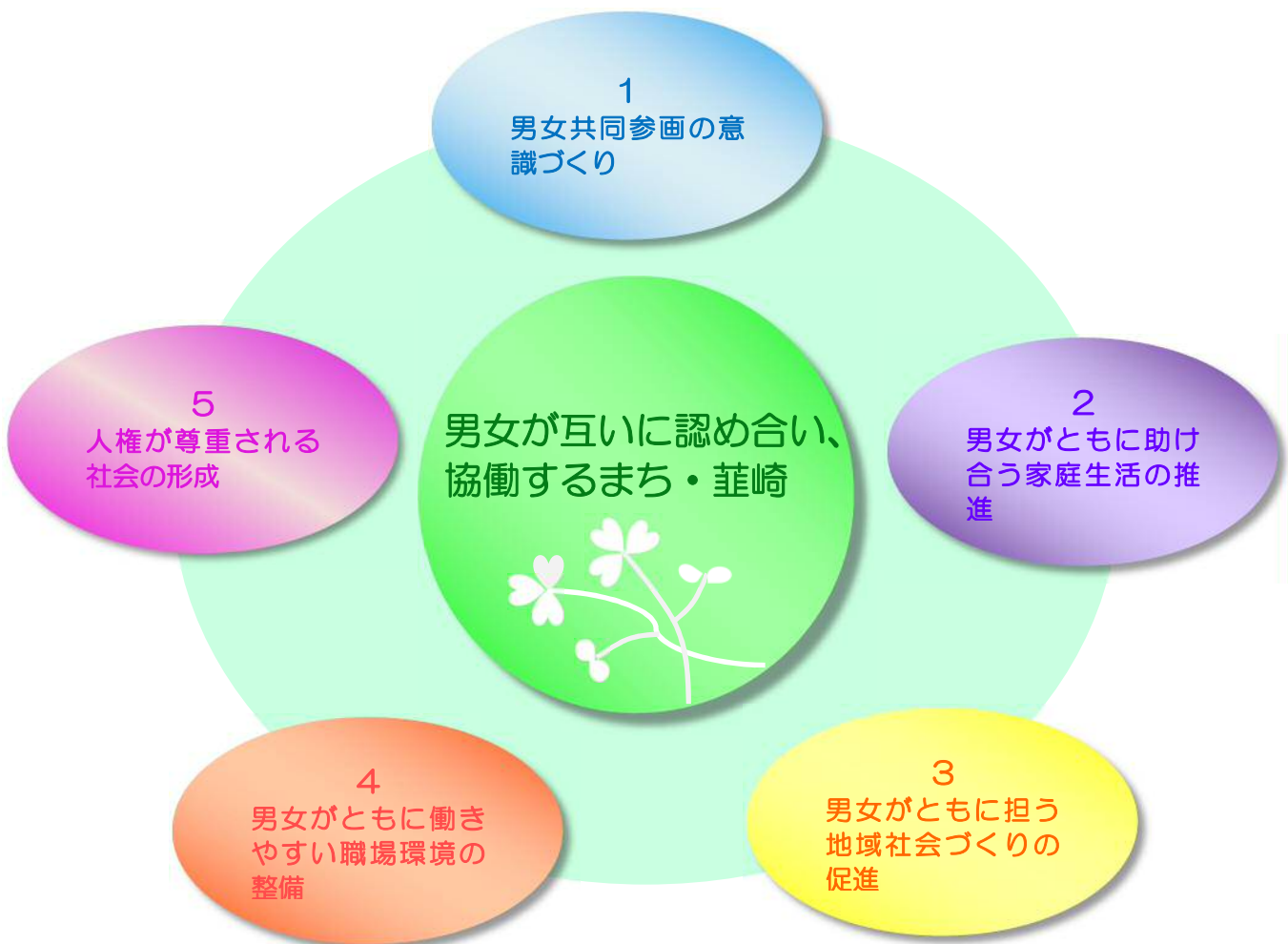
本市では、これまでも家庭・地域・職場などで男女が対等なパートナーとして尊重され、社会のあらゆる分野に参画できるように男女共同参画の推進を図ってきました。しかしながら、長年にわたり形成されてきた固定的な性別役割分担意識などは、依然として根強く残っているのが現状です。

このようなことから、男女共同参画の基本的な考え方を示し、男女共同参画社会の早期実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「韮崎市男女共同参画推進条例」に基づき、「第2次韮崎市男女共同参画推進計画」を策定しました。

2

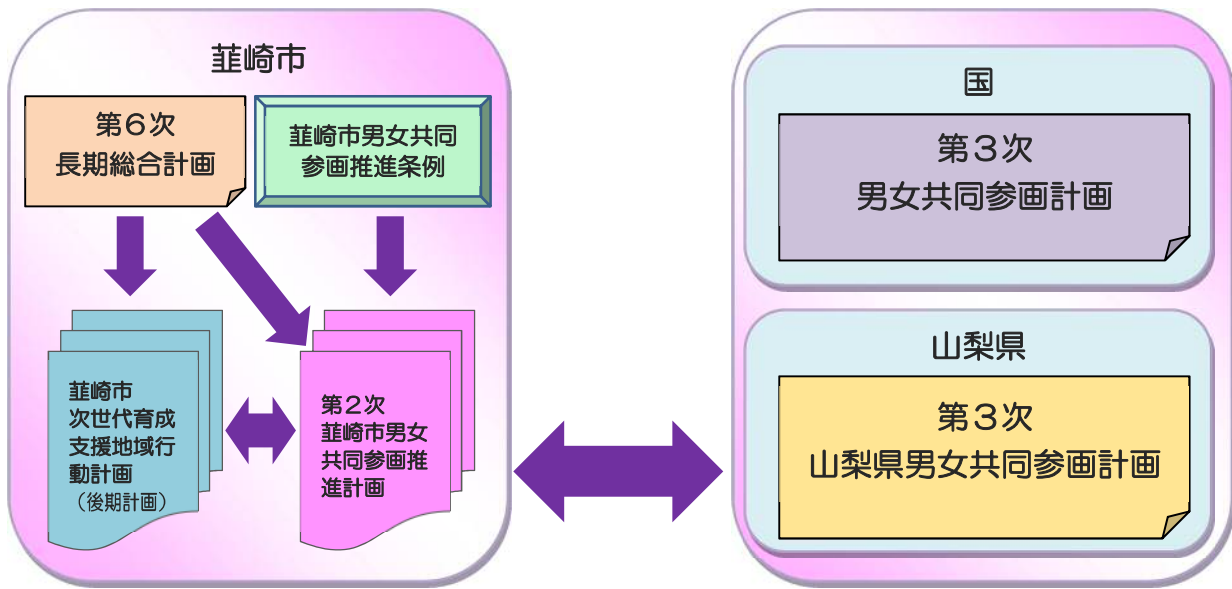
基 本 理 念 と 基 本 目 標

本計画は、基本理念を「男女が互いに認め合い、協働するまち・韮崎」とし、その達成のために5つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。



本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定したものであり、韮崎市の男女共同参画社会形成のための施策に関する基本的な計画です。また、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立して生き生きと暮らせるまち韮崎を実現するために制定した「韮崎市男女共同参画推進条例」を具現化しました。

「第6次韮崎市長期総合計画」や「韮崎市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」等との整合を図り、今後取り組むべき男女共同参画社会の形成に関する施策を体系立てて策定するものです。



韮崎市男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度・慣行についての配慮
- (3) 政策・方針の立案、決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
- (7) 国際社会の動向を踏まえた取組

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とします。また、計画期間中、社会情勢等の状況の変化等に応じて、見直しの必要性が生じた場合は、必要に応じて関係各課と協議の上、見直しができるものとします。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

施策1 男女共同参画についての意識啓発

施策の方向 1 男女共同参画に関する啓発の積極的な推進

施策2 教育における男女共同参画の推進

施策の方向 2 男女平等やジェンダーの視点にたった教育・保育の推進
3 講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進

施策3 情報発信における人権の尊重

施策の方向 4 男女共同参画を進めるための表現の浸透

施策4 国際社会の取り組みとの同調

施策の方向 5 国際社会の動向を踏まえた取り組みの推進

基本目標2 男女がともに助け合う家庭生活の推進

施策1 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくりの推進

施策の方向 6 家庭における固定的な性別役割分担意識の是正
7 男女が協働して家事・育児・介護に参画するための学習の機会や啓発などの支援の充実

施策2 子育てがしやすい社会環境の整備

施策の方向 8 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援

施策3 介護を支える社会環境の整備

施策の方向 9 高齢者福祉施策の推進

基本目標3 男女がともに担う地域社会づくりの促進

施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の方向 10 行政における政策決定過程への男女共同参画の促進
11 団体等における政策決定過程への男女共同参画の促進

施策2 地域活動への男女共同参画の促進

施策の方向 12 地域における固定的な性別役割分担意識解消に向けた啓発の推進
13 地域活動における男女共同参画の促進及び支援の推進
14 防災・減災活用やまちづくりなどの新たな分野における男女共同参画の推進

基本目標4 男女がともに働きやすい職場環境の整備

施策1 職場における男女平等の確保

施策の方向 15 男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会の均等

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向 16 多様な働き方を可能にするための情報提供の充実

基本目標5 人権が尊重される社会の形成

施策1 生涯を通じた健康づくり支援

施策の方向 17 スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進
18 乳幼児健診や相談など、母子保健の充実

施策2 性の尊重についての意識の浸透

施策の方向 19 性の尊重についての意識の浸透
20 エイズなどの性感染症や健康をおびやかす問題への対応
21 性教育の推進

施策3 あらゆる暴力の根絶

施策の方向 22 DVの防止に向けた啓発の推進
23 DV被害者への相談等の支援体制の整備
24 セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発
25 セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害者への相談等の支援体制の整備

基本目標1

男女共同参画の意識づくり

韮崎市における男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行うとともに男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるよう、さらなる意識啓発をすることが必要です。

根深く残る固定的な性別役割分担意識を是正するため、「韮崎市男女共同参画推進条例」などについて、広く周知し、わかりやすい広報・啓発活動を展開するとともに、意識啓発活動を充実させます。

施 策	施策の方向	施策の内容
1 男女共同参画 についての意 識啓発	男女共同参画に関する 啓発の積極的な推進	<p>広報紙や啓発冊子、条例の周知等を通じて社会通念・慣行・しきたり等を見直すきっかけとなるような広報・啓発を行います。</p> <p>男女共同参画フォーラムを開催し、男女共同参画への理解促進を図ります。</p> <p>地域で開催されるイベント等を通じ、男女共同参画の啓発活動を行います。</p>
2 教育における 男女共同参画 の推進	男女平等やジェンダー の視点に立った教育・保 育の推進	<p>固定的な性別役割分担意識の見直しと、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるような意識づけをめざした教育・保育の充実を図ります。</p> <p>児童・生徒の一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう、児童・生徒の体験や活動を支援し、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解の浸透を図ります。</p>
3 情報発信におけ る人権の尊重	講演会や学習の機会を 通じた、社会教育におけ る男女共同参画の推進	さまざまな世代が参加できる講座等を開催し、社会教育における男女共同参画を推進します。
4 国際社会の取り 組みとの同調	男女共同参画を進める ための表現の浸透	市が発行する広報紙や印刷物、HP等において、性差別につながる表現がないか点検し、不適切なものについては是正します。
	国際社会の動向を踏ま えた取り組みの推進	<p>男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報を収集し、啓発します。</p> <p>男女共同参画に関する国際社会の動向を踏まえた取り組みの推進に努めます。</p>



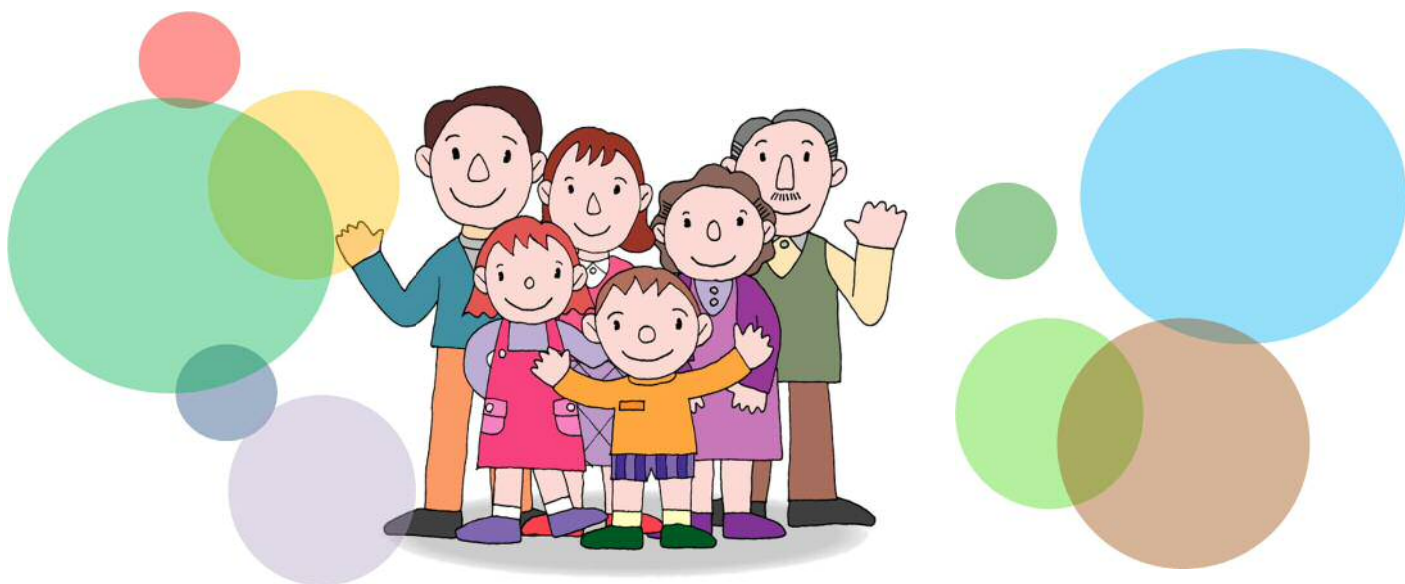
基本目標2

男女がともに助け合う家庭生活の推進

社会情勢の変化などによる共働き世帯の増加や、価値観・ライフスタイルが多様化する中では、男女が対等なパートナーとして互いに協力しながら、調和のとれた生活ができることが重要となります。

持続可能な家庭生活を維持していくためには、男女が協働して、それぞれの家庭の状況に応じた家庭内労働の役割分担を進めることが求められています。男性の家事・育児・介護への参画機会を充実させ、家庭における男女共同参画を推進することや、子育てや介護に関する不安や負担を軽減し、安心して子育てができるような環境づくりに取り組みます。

施策	施策の方向	施策の内容
1 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくりの推進	家庭における固定的な性別役割分担意識の是正	家庭における役割を、性別で固定的に分担する意識を見直し、男女が共同で行えるよう、講座の開催や意識啓発を通して是正します。
	男女が協働して家事・育児・介護に参画するための学習の機会や啓発などの支援の充実	家事・子育て・介護等に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座等を開催するなど、男女が協働して家事・育児・介護へ参画するための学習の機会や啓発を推進します。
2 子育てがしやすい社会環境の整備	保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援	男女がともに安心して子育てできるよう、放課後児童対策の充実を図るとともに、きめ細かな保育サービスの提供を行います。
		子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援を充実します。
3 介護を支える社会環境の整備	高齢者福祉施策の推進	家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険制度を周知します。
		高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう介護保険サービス等の充実と適切な利用促進を図ります。
		家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減することができるよう図ります。



基本目標3

男女がともに担う地域社会づくりの促進

韮崎市においてもいまだ社会のあらゆる分野において十分な女性の参画が進んでいない状況があることから、今後もより一層女性が参画しやすい環境の整備が必要です。

固定的な性別役割分担や差別意識にとらわれることなく、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できるように、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案及び決定の場に参画しやすい環境づくりを推進し、男女がともに担っていく地域社会づくりに努めます。

施策	施策の方向	施策の内容
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	行政における政策決定過程への男女共同参画の促進	審議会等の委員構成が、男女どちらかの性別に偏りがないように、各審議会等委員の選出方法の見直し等を行います。 男女平等の管理職登用を推進します。
	団体等における方針決定過程への男女共同参画の促進	各団体、グループ等の活動の方針決定の場へ男女がともに参画できるように促進します。
2 地域活動への男女共同参画の促進	地域における固定的な性別役割分担意識解消に向けた啓発の推進	男女の協力による地域の活性化を図るため、固定的な性別役割分担意識にもとづく、地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。
	地域活動における男女共同参画の促進及び支援の推進	男女の枠を超えた住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。
	防災・減災活動やまちづくりなどの、新たな分野における男女共同参画の推進	地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、人材育成を推進します。

基本目標4

男女がともに働きやすい職場環境の整備

韮崎市における男女共同参画を推進していくためには、男女がともに多様な働き方ができる就業環境の整備が必要です。

男女雇用機会均等法などの法令の周知・啓発はもちろんのこと、子育て世帯を支援する様々な施策との密接な連携を図りながら、仕事と家庭の調和を推進します。

施策	施策の方向	施策の内容
1 職場における男女平等の確保	男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会の均等	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」など男女共同参画の関係法令について周知徹底を図ります。
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	多様な働き方を可能にするための情報提供の充実	多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。
		時間外労働の改善に向けた広報の推進やフレックスタイム制など多様な働き方を普及します。
		働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発を行います。
		企業における、男女共同参画の推進が、企業イメージの向上につながることを啓発します。

基本目標5

人権が尊重される社会の形成

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。各ライフステージに応じて、お互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、お互いの性を尊重することができるよう啓発します。

また、家庭・職場における暴力に対しては、社会の理解が不十分であり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため蕪崎市においても、あらゆる暴力の予防と根絶に努めます。

施策	施策の方向	施策の内容
1 生涯を通じた健康づくり支援	スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じて相談、支援を行います。 健康づくりのためのスポーツ教室・健康相談などを定期的実施します。
	乳幼児健診や相談など、母子保健の充実	妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査、相談、指導等を充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進します。 乳幼児の病気や障害の予防、早期発見、相談、指導などにより、健やかな発育・発達を支援するとともに、親の育児不安の解消を図ります。
	性の尊重についての意識の浸透	各ライフステージに応じて、お互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、お互いの性を尊重することができるよう啓発します。
2 性の尊重についての意識の浸透	エイズなどの性感染症や健康をおびやかす問題への対応	性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズなどの性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発を行います。
	性教育の推進	学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命の尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、性教育を推進します。
	DVの防止に向けた啓発の推進	暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等を周知します。
3 あらゆる暴力の根絶	DV被害者への相談等の支援体制の整備	男女間のあらゆる暴力に対処する法制度など、必要な情報を被害者のさまざまな立場に配慮して的確に提供します。 県の母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。 暴力に関する専門相談の充実や相談業務に携わる関係機関の連携の強化を図り、暴力の被害に悩む人への支援に努めます。また、二次被害防止の観点から被害者と接することとなる関係者への十分な啓発を行います。
	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発の推進	学校や職場等への働きかけを行い、学校や職場等におけるセクハラ防止対策の徹底を促します。 関連法令等の周知と順守のための啓発を行います。
	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害者への相談等の支援体制の整備	セクハラ等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助を幅広く行います。 庁内における差別的な待遇やセクハラ等の問題の解決を図るための窓口を設け、迅速かつ適切な対応を図ります。

この計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内推進体制を強化するとともに、国や県、市民、事業者、各種団体等との連携を強め、協力して取り組みます。

また、基本計画の進捗状況を客観的に評価するものとして、基本目標ごとに「数値目標」を設定しています。この数値目標を基に、定期的開催される男女共同参画推進委員会で評価・点検し、その結果を広報等を通じて市民に公表いたします。


 数 値 目 標

基本目標	項目	現 状 (H23 年度)	目標値 (H34 年度)
1	蕪崎市男女共同参画推進条例の浸透	—	50.0%
	「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合	46.5%◇	35.0%
2	「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合	家事 77.4%◇ 育児 79.3%◇	家事 90.0% 育児 90.0%
	ファミリーサポートセンター会員数	208 人	300 人
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,110 人	1,300 人
3	市の審議会等における女性委員の割合	23.4%	30.0%
	自治会長に占める女性の割合	2.0%	5.0%
	地域減災リーダーに占める女性の割合	—	50.0%
4	25～40歳（子育て世代）における女性の就業率	63.0%	70.0%
	男性職員の育児休業取得率（蕪崎市）	0%	10.0%
	管理職（一般行政職）に占める女性の割合	2.4%	10.0%
5	特定健診受診率（40～74歳）	42.1%	60.0%
	乳がん、子宮頸がんの検診受診率	乳がん 33.0% 子宮頸がん 22.0%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
	DV防止法周知度	—	50.0%

◇印は蕪崎市男女共同参画に関する市民アンケート（平成23年度）より

男女共同参画に関するキーワード（50音順）

✓ 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

✓ 協働

共通の目的に向かって協力して行動すること。

✓ ジェンダー

生まれつきの生物学的な性別（セックス/SEX）に対して、社会通念の慣習の中では、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー」/gender（社会的性別）という。「ジェンダーの視点」とは「ジェンダー」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうという視点。

✓ セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を書し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。

✓ 男女共同参画社会基本法

男女の人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別に関わりなく社会参画する基本理念を明らかにした法律で平成11年（1999年）6月に施行された。「参画」とは単なる参加ではなく、方針決定への参与を意味する。

本文には、人権尊重、社会制度や慣行が男女に中立的であるような配慮、国や自治体の政策立案・決定過程への男女の共同参画、家庭生活の共同役割と他の活動との両立をうたい、これらの理念にのっとった国、地方自治体、国民の責務を定めている。

✓ ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

✓ パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。上司から部下に対してだけでなく、先輩・後輩、同僚間、部下から上司に対する行為や、顧客や取引先によるものも含まれる。

✓ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



第2次^{ひと}^{ひと}^{きらめ}^{ゆめ} 韮崎市男女共同参画推進計画（男と女、ともに 煌く夢プラン）概要版

発行者：韮崎市企画財政課

発行年月：2013年（平成25年）3月

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-22-1111（代）

FAX：0551-22-8479